

表 18 : 相談活動指標

	平均	標準偏 差	標準 誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の 数	中央値	最頻値
(ウ)/(ア)	0.4	0.3	0.0	487	0.0	3.3	1,87	0.3	0.0
(イ)-(ウ)	39.1	335.6	15.0	499	-1,180	5,803	1,75	1.0	0.0
(イ)/(ウ)	1.5	2.6	0.1	460	0.0	50.3	1,114	1.1	1.0
(イ)-(イ)/(ア)	0.1	0.6	0.0	476	-3.0	6.9	1,98	0.0	0.0
(イ)/(ア)	0.0	0.1	0.0	427	0.0	1.0	1,147	0.0	0.0
(イ)/(イ)	0.0	0.1	0.0	378	0.0	1.0	1,196	0.0	0.0
(イ)/(イ)	0.2	0.3	0.1	39	0.0	1.0	1,535	0.0	0.0
(イ)/(ア)	0.0	0.0	0.0	394	0.0	0.4	1,18	0.0	0.0
(イ)/(イ)	0.0	0.1	0.0	420	0.0	1.0	1,154	0.0	0.0
(イ)-(イ)	0.1	3.2	0.2	431	-40	35	1,143	0.0	0.0
(イ)/(イ)	1.1	1.1	0.3	17	0.0	3.7	1,557	0.7	0.0
{(イ)-(イ)}/(ア)	0.0	0.0	0.0	400	-0.1	0.5	1,174	0.0	0.0
(イ)-(イ)/(イ)-(ウ)	0.0	0.1	0.0	361	-1.1	0.3	1,213	0.0	0.0

- (ウ)/(ア) 平成 19 年度のすべての相談件数と 7 月から 10 月の相談件数の比率。
- (イ)-(ウ) 同時期の平成 20 年度と 19 年度の差分。
- (イ)/(ウ) 指標 (イ)-(ウ)と同じ視点で件数の変化を「x 倍の増減」として示す。
- {(イ)-(イ)}/(ア) 平成 19 年度のすべての相談件数に対し指標 (イ)-(イ)が占める割合。
- (イ)/(ア) 「障害があることを理由とした差別」に関する相談が年間相談件数に占める割合。
- (イ)/(イ) 平成 19 年 7 月～10 月の相談件数の中で「障害があることを理由とした差別」に関する相談が占める割合。
- (イ)/(イ) 平成 19 年 7 月～10 月に行われた「障害があることを理由とした差別」に関する相談が年間の同様の相談件数の中で占める割合。
- (イ)/(ア) 平成 19 年 7 月～10 月に行われた「障害があることを理由とした差別」に関する相談が、同年度のすべての相談件数の中で占める割合。
- (イ)/(イ) 平成 20 年 7 月～10 月の相談件数の中で「障害があることを理由とした差別」に関する相談が占める割合。
- (イ)-(イ) 「障害があることを理由とした差別」に関する相談件数の、平成 20 年度と 19 年度の差分。
- (イ)/(イ) 指標 (イ)-(イ)の比率。
- {(イ)-(イ)}/(ア) 指標 (イ)-(イ)と平成 19 年度の相談件数の比率。
- (イ)-(イ)/(イ)-(ウ) 指標 (イ)-(イ)と指標 (イ)-(ウ)の比率。

表 19 : 相談支援事業の実施の有無による相談件数の差

(単位：のべ件)

	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	合計	中央値
(ア)全体	1,562.7	4,578.0	189.4	584	0	47,234	990	912,602	216.5
未実施	2,452.1	4,962.7	506.5	96	0	35,208	78	235,403	812
実施	1,249.3	3,986.4	184.5	467	0	47,234	338	583,415	187
(イ)全体	3.8	61.7	2.9	459	0	1,313	1,115	1,765	0
未実施	23.0	156.2	18.5	71	0	1,313	103	1,632	0
実施	0.3	2.1	0.1	378	0	21	427	128	0
(ウ)全体	498.7	1,574.8	69.5	513	0	16,116	1,061	255,839	63
未実施	746.9	1,707.9	188.6	82	0	11,808	92	61,248	266
実施	396.5	1,353.5	66.8	411	0	16,116	394	162,947	53
(エ)全体	1.4	22.9	1.1	442	0	477	1,132	628	0
未実施	8.8	58.6	7.2	67	0	477	107	590	0
実施	0.1	0.9	0.0	366	0	15	439	35	0
(オ)全体	513.2	1,692.6	71.5	561	0	18,092	1,013	287,890	66
未実施	763.9	2,086.0	216.3	93	0	17,611	81	71,047	149
実施	407.4	1,377.7	65.1	448	0	18,092	357	182,524	57
(カ)全体	0.5	3.5	0.2	476	0	44	1,098	236	0
未実施	2.1	7.2	0.8	77	0	44	97	160	0
実施	0.2	2.0	0.1	390	0	38	415	72	0

(ア) 平成 19 年度（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）の相談件数

(イ) そのうち、「障害があることを理由とした差別」に関する事例の相談件数

(ウ) 平成 19 年 7 月～10 月の相談件数

(エ) そのうち、「障害があることを理由とした差別」に関する事例の相談件数

(オ) 平成 20 年の 7 月～10 月の相談件数

(カ) そのうち、「障害があることを理由とした差別」に関する事例の相談件数

表 20 : 平成 19 年度の相談件数 (圏域別)

(単位 : のべ件)

	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	合計	中央値
習志野	1,183.1	2,192.9	414.4	28	0	6795	62	33,126	83.5
市川	3,249.4	6,531.4	942.7	48	0	35208	69	155,969	656
松戸	1,152.3	2,097.9	285.5	54	0	11865	88	62,223	303.5
野田	536.5	1,165.0	254.2	21	0	5052	25	11,266	23
印旛	700.5	1,938.2	238.6	66	0	12295	102	46,236	98
香取	968.8	1,448.0	323.8	20	2	5975	41	19,375	305
海匝	1,696.2	3,707.5	713.5	27	0	16225	46	45,798	139
山武	653.4	1,339.9	279.4	23	0	5222	44	15,028	156
長生	1,599.3	4,724.8	964.4	24	1	23019	33	38,382	215.5
夷隅	321.0	616.0	164.6	14	0	2267	32	4,494	29
安房	732.0	1,348.5	231.3	34	1	7185	53	24,887	238.5
君津	442.8	620.1	107.9	33	1	2588	91	14,613	236
市原	1,237.4	2,327.7	465.5	25	2	7826	41	30,936	33
千葉	2,460.9	7,371.4	756.3	95	0	47234	127	233,789	278
船橋	2,768.1	7,388.4	1,168.2	40	0	45253	70	110,724	285
柏	2,054.9	4,771.7	843.5	32	4	25681	61	65,756	428.5
全体	1,563	4,578	189	584	0	47,234	990	912,602	217

表 21：「障害があることを理由とした差別」に関する事例の相談件数（平成 19 年度）（圏域別）

（単位：のべ件）

	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	合計	中央値
習志野	0.1	0.4	0.1	22	0	2	68	2	0
市川	0.3	1.3	0.2	29	0	5	88	10	0
松戸	28.8	193.6	28.5	46	0	1,313	96	1,323	0
野田	0.0	0.0	0.0	16	0	0	30	0	0
印旛	0.8	4.3	0.6	48	0	30	120	38	0
香取	1.6	6.0	1.5	17	0	25	44	27	0
海匝	4.8	24.0	4.8	25	0	120	48	121	0
山武	0.0	0.0	0.0	22	0	0	45	0	0
長生	0.2	1.1	0.2	21	0	5	36	5	0
夷隅	0.0	0.0	0.0	7	0	0	39	0	0
安房	3.9	14.3	2.7	28	0	55	59	109	0
君津	0.8	3.0	0.6	30	0	16	94	23	0
市原	1.9	5.2	1.1	21	0	21	45	39	0
千葉	0.8	3.5	0.4	68	0	20	154	51	0
船橋	0.3	1.8	0.3	32	0	10	78	11	0
柏	0.2	0.7	0.1	27	0	3	66	6	0
全体	3.8	61.7	2.9	459	0	1,313	1,115	1,765	0

表 22 : 平成 19 年 7 月～10 月の相談件数 (圏域別)

(単位 : のべ件)

	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	合計	中央値
習志野	344.3	709.4	147.9	23	0	2,346	67	7,920	29
市川	834.6	2,028.5	333.5	37	0	11,808	80	30,880	228
松戸	359.3	639.7	91.4	49	0	3,955	93	17,607	158
野田	154.7	410.6	96.8	18	0	1,732	28	2,785	10
印旛	178.7	442.9	57.7	59	0	2,242	109	10,544	30
香取	341.1	544.0	128.2	18	0	2,051	43	6,140	85.5
海匝	599.1	1,252.0	250.4	25	0	5,212	48	14,977	41
山武	219.0	465.6	104.1	20	0	1,588	47	4,380	46.5
長生	647.0	1,737.2	388.4	20	0	7,694	37	12,940	41.5
夷隅	130.8	230.7	69.6	11	0	782	35	1,439	27
安房	231.0	488.4	90.7	29	0	2,474	58	6,700	50
君津	169.4	239.2	43.0	31	0	883	93	5,250	69
市原	397.5	775.3	169.2	21	0	2,753	45	8,348	13
千葉	859.0	2,644.4	286.8	85	0	16,116	137	73,019	85
船橋	840.5	2,557.9	420.5	37	0	15,330	73	31,098	84
柏	727.1	1,741.8	318.0	30	1	9,384	63	21,812	200.5
全体	498.7	1,574.8	69.5	513	0	16,116	1,061	255,839	63

表 23：平成 19 年 7 月～10 月の「障害があることを理由とした差別」に関する事例の相談件数（圏域別）  
 （単位：のべ件）

	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最小値	最大値	欠測値の数	合計	中央値
習志野	0.1	0.2	0.1	20	0	1	70	1	0
市川	0.2	0.8	0.2	27	0	3	90	6	0
松戸	11.0	71.9	10.8	44	0	477	98	482	0
野田	0.0	0.0	0.0	14	0	0	32	0	0
印旛	0.5	3.0	0.4	45	0	20	123	22	0
香取	0.1	0.3	0.1	15	0	1	46	1	0
海匝	2.4	12.0	2.4	25	0	60	48	60	0
山武	0.0	0.0	0.0	21	0	0	46	0	0
長生	0.0	0.0	0.0	21	0	0	36	0	0
夷隅	0.0	0.0	0.0	7	0	0	39	0	0
安房	1.0	3.6	0.7	27	0	15	60	27	0
君津	0.5	2.8	0.5	28	0	15	96	15	0
市原	0.1	0.4	0.1	20	0	2	46	2	0
千葉	0.1	0.8	0.1	69	0	5	153	10	0
船橋	0.0	0.0	0.0	32	0	0	78	0	0
柏	0.1	0.3	0.1	27	0	1	66	2	0
全体	1.4	22.9	1.1	442	0	477	1,132	628	0

表 24 : 平成 20 年 7 月～10 月の相談件数 (圏域別)

(単位 : のべ件)

	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最 小 最 大 値	欠測値 の数	合計	中央値	
習志野	371.0	725.3	148.1	24	0	2,480	66	8,905	36
市川	1,138.0	2,903.3	448.0	42	0	17,611	75	47,795	201
松戸	421.4	796.4	113.8	49	0	4,502	93	20,650	93
野田	232.3	518.1	113.1	21	0	2,111	25	4,879	16
印旛	191.2	441.9	55.2	64	0	2,229	104	12,239	32.5
香取	240.1	286.1	65.6	19	1	821	42	4,561	106
海匝	537.8	1,244.6	235.2	28	0	5,927	45	15,059	37
山武	173.7	344.9	71.9	23	0	1,642	44	3,994	52
長生	572.1	1,748.5	364.6	23	2	8,349	34	13,158	43
夷隅	158.0	220.1	61.0	13	0	582	33	2,054	31
安房	226.3	421.3	78.2	29	1	2,050	58	6,563	63
君津	185.2	256.1	44.6	33	0	914	91	6,110	78
市原	258.6	537.4	107.5	25	0	2,260	41	6,466	18
千葉	837.7	2,735.5	279.2	96	0	18,092	126	80,415	74
船橋	826.6	2,468.7	405.8	37	2	14,820	73	30,583	108
柏	698.8	1,595.3	269.6	35	1	8,996	58	24,459	126
全体	513.2	1,692.6	71.5	561	0	18,092	1,013	287,890	66

表 25 : 平成 20 年 7 月～10 月の「障害があることを理由とした差別」に関する事例の相談件数（圏域別）  
 (単位: のべ件)

	平均	標準偏差	標準誤差	例数	最 小 値	最大値	欠測値の 数	合計	中央値
習志野	0.0	0.0	0.0	22	0	0	68	0	0
市川	0.2	1.0	0.2	29	0	5	88	7	0
松戸	0.1	0.9	0.1	43	0	6	99	6	0
野田	0.1	0.5	0.1	17	0	2	29	2	0
印旛	1.1	5.5	0.8	53	0	35	115	58	0
香取	0.0	0.0	0.0	17	0	0	44	0	0
海匝	0.8	3.8	0.7	27	0	20	46	21	0
山武	0.0	0.0	0.0	22	0	0	45	0	0
長生	0.1	0.5	0.1	22	0	2	35	3	0
夷隅	1.1	2.1	0.7	8	0	5	38	9	0
安房	2.0	8.6	1.7	27	0	44	60	54	0
君津	1.4	6.9	1.3	30	0	38	94	41	0
市原	0.6	2.7	0.6	23	0	13	43	14	0
千葉	0.2	0.8	0.1	73	0	6	149	11	0
船橋	0.1	0.4	0.1	33	0	2	77	3	0
柏	0.2	0.6	0.1	30	0	3	63	7	0
全体	0.5	3.5	0.2	476	0	44	1,098	236	0

表 26 : 数値を回答できない理由

(単位: 件)

	関係法令	申請手 続き	内規	判断でき ない	単独で集 計してい ない	集計をし たことが ない	その他	合計
医療機 関	0	0	0	0	2 (18.2%)	8 (72.7%)	1 (9.1%)	11
官公庁	0	2 (5.9%)	0	3 (8.8%)	6 (17.6%)	18 (52.9%)	5 (14.7%)	34
高齢者福 祉施設	1 (0.9%)	1 (0.9%)	1 (0.9%)	8 (7.0%)	8 (7.0%)	86 (74.8%)	10 (8.7%)	115
児童福 祉施設	0	0	0	0	3 (20.0%)	9 (60.0%)	3 (20.0%)	15
障害者福 祉施設	0	0	2 (4.5%)	1 (2.3%)	5 (11.4%)	31 (70.5%)	5 (11.4%)	44
当事者 団体	1 (16.7%)	0	2 (33.3%)	0	1 (16.7%)	2 (33.3%)	0	6
保育教 育機関	2 (1.2%)	4 (2.4%)	12 (7.3%)	18 (11.0%)	4 (2.4%)	104 (63.4%)	18 (11.0%)	164
その他	1 (7.1%)	1 (7.1%)	0	0	3 (21.4%)	7 (50.0%)	2 (14.3%)	14
合計	5 (1.2%)	8 (2.0%)	17 (4.2%)	30 (7.4%)	32 (7.9%)	265 (65.8%)	44 (10.9%)	403



表 27：マニュアルの整備状況

(単位：件)

	独自の もの	規定の もの	市販の もの	作成を 検討中	用意なし	その他	合計
医療機関	13 (34.2%)	2 (5.3%)	2 (5.3%)	4 (10.5%)	15 (39.5%)	2 (5.3%)	38
官公庁	43 (21.5%)	35 (17.5%)	5 (2.5%)	5 (2.5%)	98 (49.0%)	14 (7.0%)	200
高齢者福 祉施設	79 (35.4%)	15 (6.7%)	23 (10.3%)	12 (5.4%)	90 (40.4%)	4 (1.8%)	223
児童福祉 施設	3 (9.1%)	3 (9.1%)	1 (3.0%)	4 (12.1%)	20 (60.6%)	2 (6.1%)	33
障害者福 祉施設	20 (18.2%)	6 (5.5%)	10 (9.1%)	13 (11.8%)	58 (52.7%)	3 (2.7%)	110
当事者団 体	3 (27.3%)	0	1 (9.1%)	0	6 (54.5%)	1 (9.1%)	11
保育教育 機関	45 (14.2%)	14 (4.4%)	11 (3.5%)	15 (4.7%)	221 (69.7%)	11 (3.5%)	317
その他	8 (16.0%)	9 (18.0%)	5 (10.0%)	2 (4.0%)	22 (44.0%)	4 (8.0%)	50
合計	214 (21.8%)	84 (8.6%)	58 (5.9%)	55 (5.6%)	530 (54.0%)	41 (4.2%)	982

表 28：連携の必要性をとくに感じる機関（複数回答）

(単位：件)

機関	内訳（分類*できたもの）		小計	
市町村	部署を特定しなかったもの	582	673	
	福祉担当課	59		
	児童家庭担当課	12		
	生活保護担当課	7		
	介護担当課	4		
	子育て支援担当課	4		
	保育担当課	3		
	健康課	2		
医療機関			512	
教育	部署を特定しなかったもの	40	238	
	教育委員会	58		
	学校	56		
	特別支援学校	37		
	教育センター・教育相談室	31		
	スクールカウンセラー	5		
	養護教育センター	5		
	適応指導教室	4		
	総合教育センター	2		
	県			
介護機関	部署を特定しなかったもの	80	100	
	児童相談所	80		
	健康福祉センター・保健所	40		
民生委員・児童委員	部署を特定しなかったもの	11	52	
	居宅介護支援事業所	20		
	ケアマネージャー	11		
	在宅介護支援センター	9		
	訪問看護ステーション	3		
	老人ホーム等入所施設	3		
	地域包括支援センター	43		
	民生委員・児童委員協議会	5		
中核地域生活支援センター			48	
市町村保健センター			44	
行政	部署を特定しなかったもの	37	39	
	保健師	7		
警察			37	
	警察	35		
施設	少年指導センター	2	36	
				28
	発達センター	18		
	療育機関	8		
発達センター	千葉県発達障害者支援センター	2	28	

社会福祉協議会		25
サービス提供事業者		21
福祉		21
司法		19
		3
	弁護士	12
	裁判所	4
相談支援事業所		17
専門機関		15
子育て支援施設		15
		10
	子どもと親のサポートセンター	5
保育所・幼稚園		15
	保育所	9
	幼稚園	6
公共職業安定所		12
家族		10
自治会		10
就労支援機関		9
	部署を特定しなかったもの	6
	障害者職業センター	3
業者		9
関係機関		9
生活支援センター		6
女性センター		5
NPO		5
地域住民		5
地域活動支援センター		5
障害福祉サービス事業所		4
自立支援協議会		3
当事者団体		3
公的機関		4
ボランティア団体		3
障害者サポートセンター		3
民間相談機関		3
一時保護施設		3
家族会		2
関連相談事業所		2
広域専門指導員		2
地域相談員		2
身体（知的）障害者更生相談所		2
家庭支援センター		2
相談支援機関		2
巡回相談		2
-----		
すでにできている		7
すべての施設		6
わからない		5
特になし・必要なし		5
各種相談窓口		3
ケースにより異なる		2
充実した関係		2
地域のネットワーク機関		2

\*1：分類は著者が実施。

\*2：機関の名称については、回答に記載のものを優先した。

例1：「生活支援センター」は、中核地域生活支援センターを意図した回答か、障害者就業・生活支援センターを意図した回答か明確でなかったため、そのまま掲載した。

例2：「障害者サポートセンター」は、障害者ITサポートセンターを意図した回答か、メンタルサポートセンターを意図した回答か明確でなかったため、そのまま掲載した。

表 29 : 連携の妨げとなっていること

(単位 : 件)

要因	内訳 (分類*できたもの)	小計
制度		280
	特定しなかったもの	277
	制度の細分化	3
法律		130
	特定しなかったもの	71
個人情報保護法		59
時間的余裕		61
プライバシー		51
地理		48
人員不足		35
制度が周知されていない		34
事業所の意識		33
家族		30
組織		29
相談機関の少なさ		27
理解不足		20
コミュニケーション不足		20
相談員の考え方		15
リーダーシップを誰が取るか不明確		14
地域の考え方		14
相談員の資質		13
予算の問題		12
互いの役割を知らない		11
行政		11
業務が多すぎる		10
医療機関とは話しにくい		10
情報不足		9
どこに相談していいかわからない		9
担当者の人事異動		7
守秘義務		7
地域ごとの区分け		6
報酬に反映されない		5
病気・障害の理解不足		5
閉鎖性		5
必要となる費用		5
当事者が自ら作るバリア		5
相談者との意思疎通		5
話し合いの場がない		4
手続き		4
自立支援協議会が機能していない		3
医療機関は対応してくれない		2
担当者が外に出ることが難しい		2
無関心		2
相談内容の多様さ		2
とくにない		69
よくわからない		12
その他		25
	合計	1,101

\*分類は著者が実施。

表 30：連携を進めるための具体的な取り組み（複数回答）

(単位：件)

取り組み	小計
ネットワーク会議での情報交換の実施	229
担当者同士が顔の見える関係を作る	79
相談機関の周知	60
情報の共有化	54
研修会の開催	40
行政が主体となって動く	23
自立支援協議会の充実	21
連携体制をシステム化する	21
人員を増やす	19
専従の担当者を置く	18
責任の所在を明らかにする	17
事例に基づいた連携のシステムを作る	14
気軽に相談できる仕組みにする	12
意識改革	9
法令の整備	9
要保護児童対策地域協議会の充実	8
相談担当者のレベル向上	8
機関同士の理解・相手の役割を知る	8
マニュアル作り	7
ケアマネジャーの設置	7
地域の会議に出席する	7
コーディネーターを置く	7
啓発活動	7
法律・制度の熟知	6
事例検討を実施する	6
ネットワークの明確化	6
役割を分担する	5
条例の周知徹底	5
専門的な人を機関に入れる	5
権利意識の共有	5
個人情報の開示	5
施設見学の実施	5
公的な補助金	5
制度の周知	5
市町村担当者とのコミュニケーションの場を作る	5
協力するという理念の浸透	4
ケース会議の（報酬）加算化	4
連絡表などのツールを整備する	4
連絡を密にする	4
自立支援協議会の専門部会を充実させる	4
巡回相談の活用	4
担当者同士の連携	4
時間を確保	4
官民協同	3
効果的な対策を提示する	3

きちんとした窓口を作る	3
ニーズの主体が誰か考える	3
相談窓口を増やす	3
地域住民の理解	3
相談支援事業の充実	3
ライフステージに応じた相談	3
人材交流	3
保護者の同意	3
中核地域生活支援センターとの連携強化	2
事例の周知活動	2
相談窓口の充実	2
たらい回しにしないところを作る	2
医療機関からの情報提供	2
行政の柔軟な姿勢	2
行政のサポート	2
役所の中で横のつながりをつくる	2
根気よく協力を求めていく	2
受け入れ施設を増やす	2
専門の課を作る	2
機関の仕組みを理解する	2
窓口の一本化	3
フローチャート作成	2
人件費の補充	2
事業費の設定	2
アウトリーチ活動	2
成年後見	2
当事者・利用者が発信していく	2
-----	
とくにない	12
わからない	12
うまくいっている	4
連携そのものが困難（困難は当然）	3
検討中	2
その他	71
<hr/>	
合計	952

\*分類は著者が実施。

資料1 平成20年社会福祉施設等一覧

区分*	含まれる機関・施設**	件数
各種相談所・ 一時保護所・ 養成施設等	児童相談所	7
	身体障害者更正相談所、知的障害者更正相談所	3
	精神保健福祉センター	1
	婦人相談所	1
	一時保護所	7
	指定保育士養成施設	21
	介護福祉士養成施設	16
	社会福祉士養成施設	2
	家庭児童相談室	45
生活保護施設	救護施設	5
	医療保護施設	1
高齢者福祉	養護老人ホーム	21
	養護老人ホーム(盲)	1
	特別養護老人ホーム	218
	軽費老人ホーム(ケアハウス)	89
	軽費老人ホーム(A型)	7
	有料老人ホーム	182
	老人憩いの家	79
	老人福祉センター	74
	老人福祉施設付設作業所	1
	老人デイサービスセンター/指定通所介護事業所	806
	老人デイサービスセンター/指定介護予防通所介護事業所	823
	老人デイサービスセンター/指定認知症対応型通所介護事業所	96
	老人デイサービスセンター/指定介護予防認知症対応型通所介護事業所	84
	老人短期入所施設/指定短期入所生活介護	268
	老人短期入所施設/指定介護予防短期入所生活介護	233
	小規模多機能型居宅介護事業/指定小規模多機能型居宅介護	59
	小規模多機能型居宅介護事業/指定介護予防小規模多機能型居宅介護	46
	認知症対応型老人共同生活援助事業/指定認知症対応型共同生活介護事業所	302
	認知症対応型老人共同生活援助事業/指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所	294
	老人介護支援センター	168
身体障害者援 護施設	肢体不自由者更生施設	1
	身体障害者療護施設	10
	身体障害者福祉ホーム	2
	身体障害者授産施設	1
	身体障害者通所授産施設	4
	身体障害者小規模通所授産施設	4
	身体障害者福祉センター(B型)	14
	補装具製作施設	2
知的障害者援 護施設	視聴覚障害者情報提供施設	2
	知的障害者更生施設	76
	(知的障害児施設と併設)	2
	(管外施設定員は千葉県分)	4
	知的障害者授産施設	34
知的障害者小規模授産施設	8	



	知的障害者通勤寮	1
	福祉ホーム	2
	心身障害者福祉作業所（市町村立）	41
	心身障害者小規模福祉作業所	92
障害者グループホーム	共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）	155
	生活ホーム	63
	精神障害者ふれあいホーム	6
障害者自立支援法に基づく施設	療養介護	1
	生活介護	47
	自立訓練（機能訓練）	4
	自立訓練（生活訓練）	15
	就労移行支援	25
	就労継続支援 A	3
	就労継続支援 B	53
	障害者支援施設	19
	地域活動支援センター	107
児童福祉施設	知的障害児施設 （管外施設 定員は千葉県分）	7 1
	第二種自閉症児施設（管外施設、定員は千葉県協定分）	1
	知的障害児通園施設	14
	難聴幼児通園施設	1
	肢体不自由児施設	1
	指定医療機関（肢体不自由児）	1
	重症心身障害児（者）通園事業施設（A型）	1
	肢体不自由児通園施設	9
	重症心身障害児施設	3
	指定医療機関（重症心身障害児）	2
	児童養護施設	17
	小型児童館	29
	児童センター	52
	その他の児童館	1
	乳児院	3
	助産施設	10
	母子生活支援施設	5
	保育所	732
	児童家庭支援センター	5
母子福祉施設	母子福祉センター	1
婦人保護施設	婦人保護施設	2
精神障害者社会復帰施設	精神障害者生活訓練施設（援護寮）	6
	精神障害者福祉ホーム	3
	精神障害者通所授産施設	5
	精神障害者小規模通所授産施設	3
	精神障害者共同作業所	45
その他の社会福祉施設	無料低額診療施設	4
	地域福祉センター	72
	隣保館	6
	訪問看護ステーション	195
	介護療養型医療施設	40
福祉事務所		41

ご関係の皆様

## 「千葉県内における相談活動の実施状況についてのアンケート」

ご回答ご協力をお願い

ごあいさつ

拝啓

時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は地域福祉の向上に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて

私どもは、千葉県内において、地域住民の皆様を対象とした相談活動について、実施状況を調査しております。

昨年度は第 1 回目の調査をいたしましたが、今年度はより多くの機関をお願いをして再調査を実施することといたしました。

皆様方もご存知の通り、昨年 7 月に「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」が施行され、各方面より注目されているところです。皆様方におかれましては、日ごろさまざまな形で相談活動にご尽力いただいていることと存じますが、地域に暮らすすべての方がより利用しやすい相談活動のありかたを考えていくために、皆様方のご意見をいただきたく存じます。本調査の企画に当たり、千葉県健康福祉部 障害福祉課 障害者計画推進室のご協力を頂戴いたしました。

つきましては、時節柄ご多忙のところ誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨をご理解賜り、ご回答を賜りますようお願い申し上げます。

今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

## 記

調査の名称：「千葉県内における相談活動の実施状況についてのアンケート」

調査の根拠：平成 20 年度厚生労働科学研究費補助金 障害保健福祉総合研究事業「地域相談ネットワークによる障害者の権利擁護の可能性」(研究代表者：堀口寿広)の補助を受けて実施

実施主体： 研究実施グループ

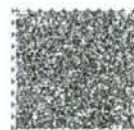
堀口寿広(国立精神・神経センター)(実施責任者)

佐藤彰一(法政大学)

高梨憲司(社会福祉法人愛光)

調査対象： 千葉県内において地域住民を対象とした相談を実施していると推測される公的機関(地方自治体、各種相談所等)および各種団体、医療機関(公立病院等)、各種福祉施設、保育園・小・中・高等学校・大学 等 (計 6,600 余箇所)

調査期間： 平成 20 年 12 月 1 日～平成 21 年 1 月 31 日(アンケート回収期間)



本件に関するお問い合わせ:

〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1

国立精神・神経センター精神保健研究所 社会精神保健部 家族・地域研究室

堀口寿広

電話・FAX :

時間帯によってはつながりにくい場合がございます。また、誠に勝手ながら出張など不在時は留守番電話にてうかがいます。電子メールをあわせてご活用下さい。

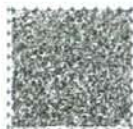
電子メール:

ご回答にあたりご留意いただきたいこと:

別紙に、昨年度の調査で『いただいたご質問』と回答をまとめました。お手数ですが、お尋ねを頂戴する前に、以下とあわせてご覧いただければ幸いです。

- ・ 本調査は貴機関にて実施された相談件数の実績をおたずねするものです。個別の相談事例について、相談を利用された個人およびその関係者に関する個人情報(住所、氏名、年齢、勤務先等の団体名)は一切扱いません。
- ・ 本調査は研究グループが実施するものであり、厚生労働省、千葉県、研究実施者の各所属機関が責任を負うものではありません。
- ・ 本調査へのご協力について、ご回答に要する情報の開示の可否につきましては関連法令および貴機関の規定等にご判断いただきますようお願い申し上げます。貴機関からのご回答をもって本調査へのご協力にご同意いただいたものと判断させていただきます。なお、恐れ入りますが、本調査に関して情報をご開示いただけない場合につきましては、アンケート用紙の問7. にその旨ご回答いただければ幸いです。ご開示いただけないことで貴機関に不利益が生じることは一切ございません。
- ・ 貴機関にて「相談を実施していない」場合、または、「相談は実施しているが期間内に相談の実績がなかった」場合につきましても、お手数ですがその旨ご回答いただきますようお願い申し上げます。
- ・ 年次報告書等をご作成の場合は、お手数ですが当該箇所をご参照の上、ご転記いただきますようお願い申し上げます。
- ・ ご回答に当たり貴機関名をご記入いただきますが、本調査は地域相談活動の実施状況を知るために実施するものであり、ご回答を地域(圏域)別、相談機関の種別に分類いたします。研究報告書において①特定の機関のお名前を記載すること、②特定の機関のご実績を単独で取り上げること、および③特定の機関のご実績を他の機関のご実績と比較することはいたしません。
- ・ 条例の内容について、詳しくは千葉県障害福祉課のホームページをご覧ください。  
[http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c\\_syofuku/index.html](http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/c_syofuku/index.html)
- ・ いただいたご回答は研究室内で厳重に保管し、数量的なデータとして解析いたします。個別のご回答内容について、ご回答くださった方のご承諾を得ることなく第三者に開示することはいたしません。
- ・ 結果は研究報告書にまとめ厚生労働省、千葉県、市町村ほか関係機関への配布、厚生労働科学研究成果データベース(<http://mhlw-grants.niph.go.jp/index.html>)への掲載をもって一般に公開いたします。学術集会や学術雑誌等で結果を発表する際は、解析結果のみを発表いたします。なお、昨年度の研究報告書の原本は千葉県立中央図書館等で閲覧いただけます。

以上



Q&A  
『いただいたご質問』

昨年度の調査を実施した際に皆様方より多く頂戴したご質問を以下にまとめました。アンケート用紙のご記入に際しご不明な点がございましたら、お尋ねを頂戴する前に、別紙にてご案内の「ご回答にあたりご留意いただきたいこと」とあわせてご覧下さい。

Q1. 『相談』とはどのようなものを指していますか？

A. 本調査では、相談の定義や範囲を特に定めていません。相談を実施する機関や場所によって、相談の種類や内容が異なると考えられるためです。より広い範囲で相談活動をとらえることを調査の目的としています。ご不明な場合、次の2点を目安としてご判断いただければ幸いです。

- ① 相談のための専門の窓口や職員を設置していること(通常の業務の一つとして定められているもの)
- ② 相談のあったことが記録として残ること(実績を件数で確認することが可能であるもの)

下の表に具体的な例を示します。

なお、相談を実施されていない場合は、お手数ですが、アンケートの間1.で「相談を実施していない」をお選びいただき、ご返送下さい。

※ご業務の内容が相談に当たるかどうか、ご回答としてのご開示の可否のご判断は、ご回答くださる機関にお任せいたします。

機関の種類	判断の目安と具体例
保育園・学校 (小・中・高校・大学)	<p>【含むもの】在籍する児童生徒、その保護者もまた「地域の住民」と考えられます。特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーなどの相談を担当する教職員が実施するもの。巡回相談。就学に関する相談など。大学の在籍学生を対象とした学生相談室。大学の研究室と連携した各種相談室。その他、近隣の住民を対象とした相談窓口等を開設している場合は、ここに含みます。</p> <p>【含まないもの】担任教諭が受け持ちの児童生徒を対象に年間の行事として実施する個別の家庭訪問や進路指導。児童生徒との日常的な会話。日常の送迎時に交わす保護者との会話。保護者が連絡帳に書いたこと。</p>
医療機関	<p>【含むもの】医療福祉相談室や看護相談室など相談担当の部署で実施するもの</p> <p>【含まないもの】精神科等における精神(心理)療法・カウンセリング。通常の診療における治療上の相談。主に診療報酬の算定をするもの。医療機関の受診者の総数</p>
市区町村役場 健康福祉センター等	<p>【含むもの】相談窓口等で対応したもので、相談記録を作成しているもの。「〇〇相談」など、日時を定めて実施している相談の件数</p> <p>【含まないもの】案内窓口における「どの課に相談したらよいか」という相談(質問)。来庁者の総数。窓口における申請書類等の記入方法のみの質問。各種制度を利用するための申請手続きのみをしたもの。(質問に対する対応の結果、それが記録に残る相談となり件数を把握できる状態になった場合は、相談に含むと考えます)</p>
福祉施設等	<p>【含むもの】相談窓口等で対応したもので、相談記録を作成しているもの。施設利用者からの苦情相談窓口で対応したもので相談記録から件数が把握できるもの。障害者自立支援法による相談支援事業の利用件数</p> <p>【含まないもの】サービス利用者または家族等との日常的な会話に含まれる相談(利用者個人の記録において内容と回数を把握している場合は、相談に含めて結構です)</p>
司法機関等	<p>【含むもの】相談窓口等で対応したもので、相談記録を作成しているもの(相談事例の事件性の有無や経過にかかわらず、純粋に担当窓口における対応件数としてお考え下さい)。「無料調停相談会」「法律相談会」等での相談</p>